

摂津市立学童保育室運営業務 受託事業者共通募集要項

令和元年6月20日
摂津市教育委員会事務局
次世代育成部子育て支援課

摂津市立学童保育室運営業務 受託事業者共通募集要項

1 趣旨

この要項は、本市において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした学童保育事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称及び業務場所

- ① 名称：摂津市立鳥飼学童保育室運営業務
場所：摂津市鳥飼下一丁目7番1号（摂津市立鳥飼小学校内）
- ② 名称：摂津市立三宅柳田学童保育室運営業務
場所：摂津市学園町二丁目9番1号（摂津市立三宅柳田小学校内）
- ③ 名称：摂津市立鳥飼東学童保育室運営業務
場所：摂津市鳥飼上三丁目4番51号（摂津市立鳥飼東小学校内）

※上記の①から③までは個別の業務である。

※複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。

※応募に際しては、応募する学童保育室を必ず事前に見学し、各学童保育室の児童数や運営保育室数等の状況を把握しておくこと。見学については、市子育て支援課と日時の調整を行うこと。

(2) 規模

現時点での運営予定室数は以下のとおり。

なお、入室児童数に応じて、運営室数は変動する場合がある。

- ① 摂津市立鳥飼学童保育室 1室予定
- ② 摂津市立三宅柳田学童保育室 3室予定
- ③ 摂津市立鳥飼東学童保育室 1室予定

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、業務の引継ぎに係る契約期間は、別途定めるものとする。

(4) 業務内容

摂津市立学童保育室運営業務委託共通仕様書（令和元年6月20日付け、以下「仕様書」という。）による。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等による昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）

3 参加（応募）資格要件

次の（１）から（３）のすべての要件を満たしていること。

（１）事業者の要件

摂津市内に法人本部を置き、平成31年4月現在、摂津市内で認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園のいずれかを設置運営している社会福祉法人又は学校法人。

（２）打ち合わせ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

（３）その他

- ① 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 過去5年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき再生手続きをしていないこと。
- ⑤ 摂津市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第8条に基づく措置を受けていないこと。
- ⑥ 摂津市不当要求行為等に関する要綱に規定する不当要求行為等を行ったことがないこと。

※上記の項目については、業務受託後も遵守すること。

4 委託料

（１）基本となる委託料の上限額

委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。

※引継ぎに係る委託料については（３）を参照のこと。

① 令和2年度当初、運営すべき保育室数が1室運営を予定する業務

ア 摂津市立鳥飼学童保育室運営業務 25,440,000円（非課税）

イ 摂津市立鳥飼東学童保育室運営業務 25,440,000円（非課税）

（内訳） 令和2年度 8,480,000円

令和3年度 8,480,000円

令和4年度 8,480,000円

② 令和2年度当初、運営すべき保育室数が3室運営を予定する業務

ア 摂津市立三宅柳田学童保育室運営業務 64,800,000円（非課税）

(内訳)	令和2年度	21,600,000円
	令和3年度	21,600,000円
	令和4年度	21,600,000円

※非課税

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号による。

- (2) 支援を必要とする児童※を受け入れる場合に加算する一人あたりの上限額
2,450,000円（非課税）／年間（12月分として）
基本となる委託料に加算するものとする。
※本要項において「支援を必要とする児童」とは、障害のある児童や発達に課題のある児童等で、学童保育室で過ごすに当たり、個別の支援が必要となる児童のことをいう。
- (3) 引継ぎに係る委託料の上限額
引継ぎに係る委託料の市負担分の上限額については次のとおりとする。
- ① 令和2年度当初、運営すべき保育室数が1室運営を予定する業務
 - ア 摂津市立鳥飼学童保育室運営業務 204,000円（非課税）
 - イ 摂津市立鳥飼東学童保育室運営業務 204,000円（非課税）
 - ② 令和2年度当初、運営すべき保育室数が3室運営を予定する業務
 - ア 摂津市立三宅柳田学童保育室運営業務 612,000円（非課税）
- (4) 委託料の決定
- ① 提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取し契約を締結する。
 - ② 支援を必要とする児童の受け入れにより、業務量の増大が認められる場合は、上記（2）に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積もりを徴取して契約を締結する。
 - ③ 令和2年度当初以降において、運営すべき保育室数ないし支援を必要とする児童が増減する場合は、協議の上、都度変更契約を締結する。
- (5) 委託料の支払時期
委託料の支払いは、月払いとする。
受託者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。
- (6) 引継ぎ委託料の決定
引継ぎに係る委託料は、提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取して決定する。この際、学童保育室運営業務と一括して契約を締結することを妨げないものとする。

5 審査方法

(1) 優先交渉権者の決定

摂津市子ども・子育て会議に本業務委託に係る事業者選定部会（以下「選定部会」という。）を設置し、選定部会は、市が応募資格を認定した事業者から提出された応募書類を「6 審査基準」に示す審査基準に従って募集業務ごとに評価を行う。その際には、事業者ヒアリングとして、事業者によるプレゼンテーションと選定部会によるヒアリング審査を併せて行う。

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番については、市が指定することとし、各事業者の割り当て時間は概ね1時間とする。

選定部会委員が、募集業務ごとに参加事業者を評価し、採点した総点数を合計した点数（総合点）が最も高い事業者を選考する。選定部会の選考結果を尊重し、摂津市長が受託事業者の優先交渉権者を決定する。

(2) 募集業務ごとの応募者が1者の場合の取扱い

募集業務ごとの応募者が1者のみの場合も、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(3) その他

評価の結果、最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、収支計画書における支出金額が最も安価な者を選考する。

6 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとし、総合計300点満点※とする。

なお、下記の項目「(1) 事業者に関する評価」、「(2) 事業運営に関する評価」、「(3) 職員配置等に関する評価」については、選定部会の各委員が評価し、採点したそれぞれの項目における点数が1項目でも満点の40%を下回った場合は、当該事業者を失格として取り扱う。

※選定部会の各委員が300点満点で評価する。

(1) 事業者に関する評価【合計80点】

①事業者の理念等【小計35点】

ア 応募理由【15点】

イ 児童の福祉や教育に関する基本的な考え方（事業者の理念・経営方針、学童保育事業（放課後児童健全育成事業）に対する考え方）【20点】

②経営状況【小計20点】

ア 安定・継続的に受託可能な財務状況か。

③活動実績及び受託体制【小計25点】

ア 認定こども園（保育所、幼稚園を含む）の運営実績【10点】

イ 法人における新入職員の3年後の定着率（過去3か年）【5点】

（定着率とは、平成26年4月採用者のうち、平成29年4月1日に何人在籍していたかの割合。同様に平成27年4月から平成30年4月1日、平成28年4月から平成

31年4月1日の状況)

ウ 安定的に受託できる体制の確保（管理運営部門の組織体制、人員体制）【10点】

（2）事業運営に関する評価【合計 110 点】

①提案内容の適格性【小計 55 点】

ア 学童保育（放課後児童健全育成）事業に対する理解【20点】

イ これまでの保育内容や質を維持しながら、安定的な運営を行うための方策及び取り組み【20点】

ウ 委託開始までの引継ぎに係る対応方針と引継体制【15点】

②危機管理体制【小計 30 点】

ア 事故等発生時の緊急対応及び予防体制、災害発生時に備えた避難訓練や児童の安全確保体制【10点】

イ 危機管理発生時に臨機に対応できる体制（連絡体制、人員体制及びマニュアルの整備等）【10点】

ウ 児童虐待への対応体制【5点】

エ 個人情報の取扱いに関する方針及び取り組み（管理監督体制、情報漏洩の防止策、守秘義務の遵守）【5点】

③保護者・小学校・地域との連携【小計 25 点】

ア 保護者への情報提供の方法【5点】

イ 保護者の理解・協力を得た円滑な運営への取り組み【5点】

ウ 保護者支援の姿勢【5点】

エ 小学校との良好な関係づくりや連携【5点】

オ 地域との良好な関係づくりや連携【5点】

（3）職員配置等に関する評価【小計 80 点】

①認定こども園（保育所、幼稚園を含む）における実務経験者及び資格保有者（放課後児童支援員資格を含む）等の配置に対する考え方【20点】

② 安定して継続的に配置できる体制（勤務条件、雇用形態、待遇等）【20点】

③ 勤務体制（勤務ローテーション、休暇代替等の人員体制）【20点】

④ 教育・研修体制【10点】

⑤ 支援を必要とする児童の受け入れに関する必要な研修・援助等とその実施体制【10点】

（4）コストに関する評価【30点】

収支計画書における支出金額の合計額を提案価格として、次の算式に基づき評価する。

評価点＝満点×（全提案価格のうち最低価格／当該事業者の提案価格）

7 審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- (1) 受託事業に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。
- (2) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、仕様書の内容を的確に反映していると認められること。
- (3) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。
- (4) 受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。
- (5) 運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できるものであると認められること。
- (6) 事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

8 契約の締結及び業務準備期間

- (1) 市は優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行うこととし、協議が整い次第、改めて提出される見積書に基づき契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調となった場合は、次に総合点の高い事業者から順に契約締結に向けた協議を行い、合意に達した事業者と契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) 優先交渉権者になった場合においても、提案内容に虚偽の記載や重大な瑕疵が判明した場合は取り消す。
- (3) 契約書については、募集要項、仕様書及び提案書等の内容を市と協議した上で、別途「特記仕様書」を作成し、決定するものとする。
- (4) 事業者は委託事業開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は一部を除き受託者の負担とする。
- (5) 事業者は当該学童保育室において、市と協議のうえ業務の引継ぎを実施する。仕様書に定める引継ぎの内容に留意し、4月からの運營業務開始に支障を来たさないよう万全を期すこと。

- (6) 委託契約の締結にあたっては、摂津市財務規則第99条の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の年額相当額の100分の10以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。ただし、同規則第101条の規定に該当すると認められるときは契約保証金の一部又は全額を免除する。

9 応募に必要な提出書類

- (1) 摂津市立学童保育室運営事業者申込書・・・様式第1号
- (2) 申立書（参加資格関係）・・・様式第2号
- (3) 事業実施計画書・・・様式第3号
- (4) 収支計画書・・・様式第4号
※本要項の4（1）（3）により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。
- (5) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類（最新のもの）
- (6) 事業者の過去2年分の財務諸表（法人全体の資金収支計画書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録）
※公認会計士の監査報告書を添付すること
- (7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類（最新のもの）
- (8) 事業者の事業運営実績（事業者名、所在地、事業期間、事業内容等）を一覧にした書類
※直近年度の現況報告書又は事業報告書を添付すること
- (9) 質問票・・・様式第5号

※様式第1号～第5号については、別紙等の他の様式は認めない。

※質問票（様式第5号）は、質問のある場合のみ、令和元年6月28日までに提出のこと。ファクス可、電子メール可。

ファクス 06-6319-1930

電子メール kosodatechien@city.settsu.osaka.jp

10 提出に当たっての留意点

- (1) 提出書類は下記の要領で作成すること。
 - ① A4縦型リングファイル（2穴）に左綴じとする
 - ② ファイルの表紙及び背表紙に「摂津市立学童保育室運営業務応募申請書類」「法人名」「正本又は副本（表紙のみ）」を記載する。
 - ③ 各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に9（1）～（8）の該当書類番号を記したインデックスを付ける。
 - ④ 提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。
 - ⑤ 副本は、正本（原本証明部分を含む）の写しとする。

- (2) 複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出する。
- (3) 必要書類が不備の場合は、申込みを受け付けない。
- (4) 質問票を除き、電子メールやファクス、磁気媒体による提出はできない。
- (5) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。
- (8) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。
- (9) 申請受付後に申請を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

1 1 応募期間等

(1) 募集要項等の公表・配布

公表：令和元年6月20日（木曜日）から令和元年7月17日（水曜日）まで
（市ホームページ掲載により公表）

配布：令和元年6月20日（木曜日）から令和元年7月17日（水曜日）まで
（摂津市教育委員会事務局子育て支援課にて配布。ただし、土・日曜日、
祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで 市ホームページからの
プリントアウト可）

(2) 申込書類提出期間、場所

令和元年7月8日（月曜日）から令和元年7月17日（水曜日）まで
摂津市教育委員会事務局子育て支援課へ持参
ただし、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで

(3) 質問票受付・回答

受付：令和元年6月28日（金曜日）まで

回答：令和元年7月5日（金曜日） 市ホームページにて公表

1 2 審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

(1) 日時

令和元年7月23日（火曜日）

※時間は、事業者へ書面で個別に案内する。

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

(2) 場所

摂津市役所 講堂（新館7階）

(3) 時間

プレゼンテーション及びヒアリング審査・・・1時間程度

※1事業者が複数の業務に応募した場合は異なる。

(4) 説明者

応募事業者の代表者又は代理人 2 人以内

(5) その他

パソコンやプロジェクタ等の機器を使用する場合は事前に市へ相談すること。

1 3 審査結果の通知

審査結果は、応募事業者に書面にて通知する。審査結果について、市ホームページで公開する。

1 4 欠格事項

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

- (1) 選定部会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (6) 指定した日時の審査に不参加の場合
- (7) 市が提示する委託料を（見積上限額）を超える見積もりを提出した場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

1 5 運營業務実施状況の評価及び契約更新

委託 2 年目以降毎年、委託事業者の前年度の運營業務実施状況について、市が評価・検証を行う。

1 6 問い合わせ先

摂津市教育委員会事務局 次世代育成部 子育て支援課

住所 〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

電話 06-6383-1980（ダイヤルイン）

ファクス 06-6319-1930

電子メール kosodateshien@city.settsu.osaka.jp